

(案)

物品売買契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び物品売買契約約款によって、物品売買契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和6年度 東北森林管理局 コピー用紙購入
品名・物件名	令和6年度 東北森林管理局 コピー用紙購入
数量（単位）	1式
仕様	別紙「仕様書」及び「契約内訳書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和7年2月28日
納入場所	納入予定一覧表のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号  
支出負担行為担当官  
東北森林管理局長 大政 康史

受注者

※紙による契約の場合は上記「本システムで」を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

## 仕様書（東北森林管理局 コピー用紙購入）

- 1 品名  
コピー用紙（PCC用紙）
- 2 規格
  - (1) 総合評価値が80以上であること。
  - (2) 古紙配合率は70%程度以上及び間伐材パルプ利用割合30%以上であること。（クレジット方式可）  
白色度は70%程度以下であること。
  - (3) 両面コピー対応とする。（コピー機にセットする際に紙面等の指示があるものは、両面コピー対応と認めない。）
  - (4) 500枚単位でリサイクルが可能な防湿性の包装紙で包装の上、5包（2,500枚／箱）で納品すること。ただし、A3用紙については3包（1,500枚／箱）とする
  - (5) 以上の要件を満たすグリーン購入法適合商品であること。
- 3 予定数量及び契約方法  
予定数量は別紙「契約内訳書」のとおりとするが、数量は変動するものとする。契約数量は1箱当たりの単価契約とする。
- 4 発注及び納期  
契約期間内に10回の発注及び納品とし、納品期限は発注者から各納入先の必要量の発注を受けた日から、30日以内に納品するものとする。ただし納品期限は契約期間を超えることはできない。
- 5 納品遅延  
納品の遅延が、受注者の責めに帰すことができないと認められる場合は、上記4の納期を協議により延長できることとする。ただし納品期限は契約期間を超えることはできない。
- 6 代替品  
製造元の生産中止等により物品の納品が困難な場合は、同物品の同等以上の性能を有した物品を代替品として納品するものとする。
- 7 価格変動に伴う変更契約  
製造元の希望小売価格や、広く一般に普及されているカタログ価格等が変動した場合は、協議により単価を変更できるものとする。
- 8 請求及び支払方法  
受注者は納品時に各納入先に納品書を提出し、納品検査完了後速やかに発注者へ請求書を提出すること。発注者は適正な請求書を受理した日から、30日以内に受注者に支払うこととする。
- 9 その他
  - (1) 納入にかかる経費は全て受注者の負担とする。
  - (2) 不良品については、使用途中であっても無償で交換すること。
  - (2) その他、詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

## 契約内訳書

令和6年度 東北森林管理局 コピー用紙購入

品名	予定数量の内訳及び納品予定箇所																									予定数量計	単価	金額				
	津軽	金木	青森	下北	三八上北	岩手北部	三陸北部	久慈	三陸中部	盛岡	岩手南部	遠野	宮城北部	仙台	米代東部	上小阿仁	米代西部	秋田	湯沢	由利	庄内	山形	最上	置賜	技術セ				藤里セ	朝日セ	津軽セ	局
A3用紙	5	5		10	10	10			2		5		10	2	5	5		3	5			3	5						25	110		
A4用紙	62	70	60	110	110	60	100	50	10	60	100	30	110	70	100	80	100	100	30	60	10	110	120	10	10	8			640	2,380		
小計	67	75	60	120	120	70	100	50	12	60	105	30	120	72	105	85	100	103	35	60	10	113	125	10	10	8			665	2,490		
																										消費税額						
																												合計				

## 納入予定一覧表

森林管理署等名	略称	郵便番号	住所
		電話番号	
津軽森林管理署	津軽	〒036-8101 TEL0172-27-2800	青森県弘前市豊田二丁目2-4
津軽森林管理署 金木支署	金木	〒037-0202 TEL0173-53-3115	青森県五所川原市金木町芦野200-498
青森森林管理署 (青森事務所含む)	青森	〒038-0011 TEL017-781-0131	青森県青森市篠田三丁目22-16
下北森林管理署	下北	〒035-0041 TEL0175-22-1131	青森県むつ市金曲一丁目4-6
三八上北森林管理署	三八上北	〒034-0082 TEL0176-23-3551	青森県十和田市西二番町1-27
岩手北部森林管理署	岩手北部	〒028-7534 TEL0195-72-2221	岩手県八幡平市荒屋新町41-8
三陸北部森林管理署	三陸北部	〒027-0022 TEL0193-62-6448	岩手県宮古市磯鶏石崎4-6
三陸北部森林管理署 久慈支署	久慈	〒028-0001 TEL0194-53-3391	岩手県久慈市夏井町大崎14-12
三陸中部森林管理署	三陸中部	〒022-0003 TEL0192-26-2161	岩手県大船渡市盛町字津野沢7-5
盛岡森林管理署	盛岡	〒020-0061 TEL019-663-8001	岩手県盛岡市北山二丁目2-40
岩手南部森林管理署	岩手南部	〒023-0853 TEL0197-24-2131	岩手県奥州市水沢東上野町12-17
岩手南部森林管理署 遠野支署	遠野	〒028-0515 TEL0198-62-2670	岩手県遠野市東館町7-39
宮城北部森林管理署	宮城北部	〒989-6166 TEL0229-22-2074	宮城県大崎市古川東町5-32
仙台森林管理署	仙台	〒981-0908 TEL022-273-1111	宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15-1
米代東部森林管理署	米代東部	〒017-0031 TEL0186-50-6130	秋田県大館市上代野字中岱3-23
米代東部森林管理署 上小阿仁支署	上小阿仁	〒018-4401 TEL0186-77-2422	秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中376-13
米代西部森林管理署	米代西部	〒016-0815 TEL0185-54-5511	秋田県能代市御指南町3-45
秋田森林管理署	秋田	〒019-2601 TEL018-882-2311	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3
秋田森林管理署 湯沢支署	湯沢	〒012-0844 TEL0183-73-2164	秋田県湯沢市田町2丁目6-38 湯沢合同庁舎内
由利森林管理署	由利	〒015-0885 TEL0184-22-1076	秋田県由利本荘市水林439
庄内森林管理署	庄内	〒997-0015 TEL0235-22-3331	山形県鶴岡市末広町23-37
山形森林管理署	山形	〒991-0053 TEL0237-86-3161	山形県寒河江市元町一丁目17-2
山形森林管理署 最上支署	最上	〒999-5312 TEL0233-62-2122	山形県最上郡真室川町大字新町字下荒川200-11
置賜森林管理署	置賜	〒999-1352 TEL0238-62-2246	山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45
森林技術・支援センター	技術セ	〒037-0305 TEL0173-57-9022	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-8
藤里森林生態系保全センター	藤里セ	〒018-3201 TEL0185-79-1003	秋田県山本郡藤里町藤琴字大関添24-3
朝日庄内森林生態系保全センター	朝日セ	〒997-0404 TEL0235-58-1730	山形県鶴岡市下名川字落合3
津軽白神森林生態系保全センター	津軽セ	〒038-2761 TEL0173-72-2931	青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野70-82
東北森林管理局	局	〒010-8550 TEL018-836-2074	秋田県秋田市中通五丁目9-16